

自動車エコ事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の導入など、自動車利用における脱炭素化に資する取組を積極的に実践する事業所を「自動車エコ事業所」として認定することにより、カーボンニュートラルあいちの実現に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

(自動車エコ事業所)

第2条 自動車エコ事業所とは、自動車利用における脱炭素化に資する取組を積極的に実践している県内の事業所のうち、認定基準（別紙）を満たし、第4条で認定された事業所をいう。

(認定の申請)

第3条 自動車エコ事業所の認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した自動車エコ事業所認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を、別に指定する期間にあいち自動車環境戦略会議（以下「会議」という。）の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称
- 二 事業所の所在地
- 三 取組状況
- 四 その他知事が必要と認める事項

(認定)

第4条 議長は、第3条第1項の規定により申請書を提出した事業所について、会議において別に定める専門部会（以下「専門部会」という。）に認定基準への適否を審査させ、適当と認める場合には、その事業所を自動車エコ事業所として認定するものとする。

2 議長は、前項の認定を行うにあたっては、あらかじめ、会議の総合調整会議に諮るものとする。

(認定証及び表示板の交付)

第5条 議長は、自動車エコ事業所として認定された事業者には認定証及び表示板を交付するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第6条 自動車エコ事業所は、第3条で申請した事項（同条第一号及び第二号に限る。）に変更があった場合、自動車エコ事業所変更届出書（様式第2）を、速やかに議長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 自動車エコ事業所は、認定基準に適合せず、若しくは適合しなくなることが明らかになった場合又は自動車エコ事業所の認定の取消しを求める場合、自動車エコ事業所廃止届出書（様式第3。以下「廃止届出書」という。）に認定証及び表示板を添えて、速やかに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により自動車エコ事業所の認定の取消しを求めるため、廃止届出書を提出した場合、その認定は取り消されたものとみなす。

(認定の取消等)

第8条 議長は、自動車エコ事業所が認定基準に適合しないと認める場合には、あらためて、専門部会で認定基準への適否を審査させたいうで、その認定を取り消すことができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

3 第1項の規定により認定を取り消された事業所は、速やかに認定書及び表示板を議長に提出しなければならない。

(取組の推進等)

第9条 自動車エコ事業所は、取組の推進を図るとともに、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに、その取組状況を記載した自動車エコ事業所取組状況報告書(様式第4)を議長に提出しなければならない。

(自動車エコ事業所認定制度等の普及啓発)

第10条 議長は、自動車エコ事業所認定制度及び脱炭素化に資する取組を積極的に実践している自動車エコ事業所の幅広い紹介等を図るため、県のウェブページへの掲載等により普及啓発するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

平成25年9月10日以前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所には、第6、第7、第8第3項及び第9を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、令和8年3月31日までの間、この要綱に基づく自動車エコ事業所とみなす。ただし、令和3年度又は令和4年度に認定された事業所は、令和10年3月31日までとする。

認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する評価点の合計が4点以上とする。

なお、社用車を有する事業所においては、EV・PHV・FCVの導入の取組又は電動車の導入の取組を必須とする。

取組	評価点	
ゼロエミッション自動車の導入	事業所に導入されている自動車のうち、EV・PHV・FCVの保有割合20%以上	2
	過去3年間における新車導入台数のうち、EV・PHV・FCV割合30%以上	2
電動車の導入	過去3年間における新車導入台数のうち、電動車割合100%	1
EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
電気バスや燃料電池バス、電気トラックや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
EV・PHV・FCVに対する料金割引制度	導入又は実施	1
EV・PHV・FCVでの配送制度	EV・PHV・FCVでの配送割合5%以上	1
共同輸配送制度	導入又は実施	1
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1口	1
	2口	2
	3口以上	3
	上記の充電設備に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーで発電した電力を活用	1
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9口	1
	10～29口	2
	30口以上	3
	上記の充電設備に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーで発電した電力を活用	1
燃料電池自動車用の充填設備の設置	1基以上	1
	上記の設備において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用して製造した水素を充填	1
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所 概ね10割	1

	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5割以上 	
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	導入又は実施	1
その他の地球温暖化対策に資する取組	再エネ、省エネ、蓄エネ設備の設置など、地球温暖化対策に資する設備の設置 等	1

備考1 電動車とは、EV・PHV・FCV及びハイブリッド自動車を指す。

2 EV・PHV・FCVでの配送制度とは、購入した物品をゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）を使用して納入させる取組のことをいう。

3 共同輸配送とは、複数の荷主等の荷物を積み合わせて輸送効率を上げる取組のことをいう。

自動車エコ事業所認定申請書

年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長 殿

住所
申請者 名称
氏名

自動車エコ事業所の認定を受けたいので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地	電話番号		
事業所の代表者氏名			
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 電話	氏名 メールアドレス	
取組状況 〔該当する取組に 記入してください。〕	ゼロエミッション自動車の導入	事業所の全使用自動車数	台
		事業所のEV・PHV・FCV数	台
	電動車の導入	過去3年間の自動車導入台数	台
		過去3年間のEV・PHV・FCV導入台数	台
	EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングの導入	導入台数	台
	電気バスや電気トラック、燃料電池バスや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数	
		EVバス・トラック	台
		FCバス・トラック	台
	FCフォークリフト	台	
EV・PHV・FCVに対する料金割引制度	制度の内容 (別添)		
EV・PHV・FCVでの配送制度	事業所への納入車両台数	台	
	EV・PHV・FCVでの納入車両台数	台	
共同輸配送制度	共同輸配送の取組の内容 (別添)		

	一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	充電設備の充電口数 再生可能エネルギー設備との接続 (有 ・ 無)	口
	従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	充電設備の充電口数 再生可能エネルギー設備との接続 (有 ・ 無)	口
	燃料電池自動車用の充填設備の設置	充填設備の設置基数 再生可能エネルギー由来水素の供給 (有 ・ 無)	基
	公共交通機関の利用促進等 (従業員の主たる通勤方法)	主要な公共交通機関の駅(停留所)から事業所までの距離 事業所の全従業員数 公共交通機関・送迎用バス 自転車 人、徒歩 人	km 人 人 人
	パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	制度の内容(別添)	
	その他の地球温暖化対策に資する取組	※該当があれば下の欄に記入してください。	

備考 実施している取組の左欄に○印を記入すること。

(様式第2)

自動車エコ事業所変更届出書

年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長 殿

住所

届出者 名称

氏名

名称等を変更しましたので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	電話番号
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 氏名 電話 メールアドレス

(様式第3)

自動車エコ事業所廃止届出書

年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長 殿

住所
届出者 名称
氏名

下記の自動車エコ事業所を廃止しましたので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	電話番号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

自動車エコ事業所取組状況報告書

年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長 殿

住所
申請者 名称
氏名

年度の取組状況について、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地	電話番号		
事業所の代表者氏名			
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 電話	氏名 メールアドレス	
取組状況 〔該当する取組に 記入してください。〕		ゼロエミッション自動車の導入	事業所の全使用自動車数 台 事業所のEV・PHV・FCV数 台 過去3年間の自動車導入台数 台 過去3年間のEV・PHV・FCV導入台数 台
		電動車の導入	過去3年間の自動車導入台数 台 過去3年間の電動車導入台数 台
		EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングの導入	導入台数 台
		電気バスや電気トラック、燃料電池バスや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数 EVバス・トラック 台 FCバス・トラック 台 FCフォークリフト 台
		EV・PHV・FCVに対する料金割引制度	制度の内容（別添）
		EV・PHV・FCVでの配送制度	事業所への納入車両台数 台 EV・PHV・FCVでの納入車両台数 台
		共同輸配送制度	共同輸配送の取組の内容（別添）

	一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	充電設備の充電口数 再生可能エネルギー設備との接続 (有 ・ 無)	口
	従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	充電設備の充電口数 再生可能エネルギー設備との接続 (有 ・ 無)	口
	燃料電池自動車用の充填設備の設置	充填設備の設置基数 再生可能エネルギー由来水素の供給 (有 ・ 無)	基
	公共交通機関の利用促進等 (従業員の主たる通勤方法)	主要な公共交通機関の駅(停留所)から事業所までの距離 事業所の全従業員数 公共交通機関・送迎用バス 自転車 人、徒歩 人	km 人 人 人
	パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	制度の内容(別添)	
	その他の地球温暖化対策に資する取組	※該当があれば下の欄に記入してください。	

備考 実施している取組の左欄に○印を記入すること。